

令和7年度日本大学大学院法務研究科  
既修者単位認定試験 会社法 出題趣旨及び採点基準

### 設問1

- (1) 設問1は、Y社が取得した株式がいわゆる自己株式（会社法113条4項参照）であることを指摘した上で、Y社がそのような自己株式の議決権を行使できないこと（同法308条2項）の説明を求めるものである。

#### ア 自己株式の意義

株式会社が有する自己の株式を「自己株式」という（会社法113条4項）。すなわち、株式会社が自ら発行した株式を株主から取得し保有している株式を「自己株式」という。本問でも、Y社が同社株式をBから取得し保有しているので、この株式は「自己株式」である。

#### イ 自己株式の法的地位（議決権）

自己株式には、議決権がない（会社法308条2項）。なぜなら、自己株式に議決権を認めると、代表取締役等の業務執行機関が自己株式について議決権を行使することになり、経営陣による会社支配に利用されるおそれがあるからである。

本問のY社も、Bから取得した自己株式について議決権を行使することはできない。

- (2) 設問1の配点は、問題文に示されているとおり30点であり、上記アにつき10点、上記イにつき20点を一応の目安とした。上記イについては実質的な理由（趣旨）を説得的に論述できている答案には高い評価を与えた。

### 設問2

- (1) 設問2は、株主総会の招集通知について会社法が予定している規律を明らかにした上で、いわゆる全員出席総会での決議の有効性の検討を求めるものである。

#### ア 招集通知について会社法が予定している規律

まず、招集権者が株主総会の招集を決定したときは、株主に招集の通知を発しななければならないが、この招集通知は、公開会社の場合は株主総会の日から2週間前、非公開会社の場合は株主総会の日から1週間前（取締役会非設置会社では定款でさらに短縮が可能）までに株主に対して発しななければならない（会社法299条1項）。

次に、招集通知の方法としては、取締役会設置会社の場合、招集通知は書面で行わなければならない（同条2項2号）。そして、この招集通知には、開催日時と場所、議題等を記載する必要がある（同条4項、298条1項各号）。

本問のY社は、非公開会社かつ取締役会設置会社であるから、株主総会の日から1週間前までに株主に対して、法定の事項を記載した招集通知を発しなれば

ならない。

イ 本件臨時株主総会でなされた本件決議の有効性

本問では、株主に対する招集通知がなされなかったにもかかわらず、株主全員が本件臨時株主総会に出席している。そこで、このように、株主全員がその開催に同意して出席した株主総会（以下「全員出席総会」という。）の決議は有効に成立するかが問題となる。

この点について、招集通知は、株主に総会への出席の機会や議事・議決の準備の機会を与えるためのものであるから、株主全員が異議なく総会に出席している場合には、招集通知を欠くことによって不利益を被る株主はいない。また、会社法も、株主全員の同意があれば、招集手続を経ることなく株主総会を開催できることを認めている（同法 300 条）。

したがって、全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項について決議がなされたときは、当該株主総会決議は有効に成立すると解される（最判昭和 60 年 12 月 20 日民集 39 卷 8 号 1869 頁）。

本問でも、株主全員（A・B・C）が特に異議を述べることなく本件臨時株主総会に出席しており、後述するとおり株主総会の権限に属する事項（会社法 156 条 1 項・160 条 1 項）について決議がなされているので、本件決議は有効に成立する。

- (2) 設問 2 の配点は、問題文に示されているとおり 30 点であり、上記アにつき 15 点、上記イにつき 15 点を一応の目安とした。上記アについては、条文の正確な理解を示すことができている答案には高い評価を与えた。また、上記イについては、全員出席総会の一般論を踏まえた本問へのあてはめができている答案には高い評価を与えた。

### 設問 3

- (1) 設問 3 は、本件議案の内容とそれに必要な決議が何であるかを指摘した上で、本件決議が特別決議の要件を充たしているかの説明を求めるものである。

ア 本件議案の内容とそれに必要な決議

株式会社は、株主との合意により自己株式を有償で取得する場合、自己株式の取得に関する事項（取得数・対価等）を株主総会の決議によって定めなければならないが（会社法 156 条 1 項。取得枠の設定）、その決定に併せて、特定の株主から自己株式を買い取ることを定めることができる（同法 160 条 1 項）。そして、上記の株主総会の決議は、いわゆる特別決議によらなければならない（同法 309 条 2 項 2 号）。

本問の議案も、Y 社が特定の株主 B から自己株式（Y 社株式）4000 株をその対価 4000 万円で取得するものであるから、このような事項を定めるには、

株主総会の特別決議を要することになる。

イ 株主総会の特別決議の要件とその充足の有無

そして、株主総会の特別決議は、①議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数要件）、かつ②出席した株主の議決権数の3分の2以上の賛成を要する（会社法309条2項柱書）。

本問では、①行使可能な議決権の過半数を有する株主A・Cが出席し、かつ②A（8000株）とC（4000株）の合計1万2000株のうち、Aが本件議案に賛成しているため、出席した株主の議決権の3分の2の賛成を得ている。したがって、本件臨時株主総会において「本件議案は可決された」といえる。

(2) 設問3の配点は、問題文に示されているとおり20点であり、上記アにつき10点、上記イにつき10点を一応の目安とした。上記の条文の正確な理解を踏まえた本問へのあてはめができていない答案には高い評価を与えた。

#### 設問4

(1) 設問4は、本件決議に際しBが議決権を行使しなかった理由について、会社法の条文を踏まえた説明を求めるものである。

ア 前述（設問3）のとおり、本件決議の内容は、株主との合意により自己株式を特定の株主から有償で取得するというものであるが（会社法156条1項、同法160条1項）、本件決議でBが議決権を行使しなかったのは、Bが自己株式取得の相手方となるために、会社法160条4項の規定を遵守したからであると考えられる。

イ すなわち、自己株式取得の相手方となる特定の株主は、会社法156条1項の株主総会において議決権を行使することができない（同法160条4項）。一般に、株主総会では利害関係のある株主も議決権を行使することができるが、それによって著しく不当な決議が成立したときにその決議を取り消しうるにすぎない（同法831条1項3号）。しかし、特定の株主に株式売却の機会を与える場合には、他の株主の利益を害するおそれが高いため、そのような機会を与えるための決定が、当該特定の株主の議決権の行使によってなされることのないように、その議決権の行使を否定したものである。

(2) 設問4の配点は、問題文に示されているとおり20点であり、上記ア（条文の指摘）につき10点、上記イ（条文の趣旨）につき10点を一応の目安とした。上記の条文を踏まえた正確な理解を示すことができていない答案には高い評価を与えた。

(以上)